



富士市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営畠地帶総合整備事業大久保地区についての換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年11月15日

富士市長 鈴木 尚

1 大字大淵字大窪に編入する区域

大字大淵字飛鳥山788の30及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部

2 大字大淵字飯森に編入する区域

大字大淵字笹場4752の2、5320の1、5321の1、5321の2、5322、5328の2、5328の3、5329の2、5329の3、5330の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部